

入 札 情 報

公表日 令和 7 年 1 1 月 2 1 日

令和 7 年度 公募型指名競争入札（期間入札）

KA - 2

観光交流課

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、高松市期間入札試行要領、期間入札(試行)に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を F A X で送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、F A X の受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、F A X による送信が不都合な場合は、持参又は郵送も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」、「入札・契約情報」〉「契約監理課ホームページ」の「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和 7 年 1 1 月 2 8 日(金)正午までに観光交流課に提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する業務	高松市観光振興ビジョン策定に係る基礎調査等業務委託
2 仕様書	高松市観光振興ビジョン策定に係る基礎調査等業務委託仕様書
3 業務の履行場所	高松市観光交流課指定場所
4 履行期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除
8 契約保証金	要する (高松市契約規則第 24 条各号いずれかに該当する場合は免除)

	することができる。)
9 支払条件	完了払
10 入札参加条件	次に掲げる入札参加条件をすべて満たしていること。 (1) 高松市公募型指名競争入札施行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (2) 過去に、本事業と同等の種類及び規模の契約を締結したことがあり、入札参加申請書提出時点で、当該契約に係る業務が完了していること。 (3) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。 (4) 参加申請書提出日現在、高松市入札参加資格者名簿（以下単に「名簿」という。）の業種名「7801 調査・研究」に登録されていること。 (5) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 (6) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。
11 入札参加申請	入札参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申請書（指定様式）に「実績調書・会社概要書」（指定様式）を添付し、FAXで送信すること。 申請受付FAX番号 087-839-2440 ※ 受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の8時30分から17時00分まで）に電話連絡すること。（電話番号 087-839-2416） ※ 指定様式は次のとおり <u>公募型指名競争入札参加申請書</u> <u>実績調書・会社概要書</u>
12 参加申請書提出期間	令和7年11月21日（金）から同年11月28日（金）まで

	(同日正午必着)
1 3 指名(非指名)通知	(1) 通知は、令和7年12月2日(火)までにFAXで送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を送信し、指名しなかった者には、その理由を送信する。
1 4 要領説明	実施しない。
1 5 質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年11月28日(金)正午までに質問書を観光交流課にFAX又は電子メールで送信すること。 質問受付FAX番号 087-839-2440 Eメールアドレス kankou@city.takamatsu.lg.jp ※ 指定様式は次のとおり <u>質問及び回答書</u> (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア公表期間 令和7年12月3日(水)～12月5日(金)まで イ 公表方法 本ホームページ上で公表(公表は期間初日の午後1時までに開始)
1 6 入札書の提出 期間及び提出先	提出期間 令和7年12月3日(水)～12月5日(金) 提出先 高松市役所7階 観光交流課 (注)1 持参する場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除きます。 2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前8時30分から午後5時までです。郵送の場合は、提出期間の最終日の午後5時までに必着させなければなりません。
1 7 開札	日時 令和7年12月8日(月) 午前10時 場所 高松市役所8階 81会議室

1 8 再度入札	実施 提出期間 令和 7 年 1 2 月 8 日（月）～ 1 2 月 1 0 日（水） 提出先 高松市役所 7 階 観光交流課 開札日時 令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木） 午後 3 時 開札場所 高松市役所 8 階 8 1 会議室
1 9 試行要領等	<u>高松市公募型指名競争入札試行要領</u> <u>高松市期間入札試行要領</u> <u>期間入札（試行）に関する留意事項</u>
2 0 入札参加者の心得	<u>入札参加者の心得</u>
2 1 委任状・入札書等	<u>委任状 入札書 委任状及び入札書の記載例</u> <u>【入札書封筒の表（おもて）に貼り付ける様式】</u> <u>郵送用封筒宛名</u>
2 2 契約条項	<u>契約書</u>
2 3 問い合わせ先	高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課 電話 0 8 7 - 8 3 9 - 2 4 1 6 F A X 0 8 7 - 8 3 9 - 2 4 4 0 E メールアドレス kankou@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

- （１） 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- （２） 入札の無効等については、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する同令第 1 6 7 条の 4 及び第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項、高松市契約規則第 1 7 条第 1 項において準用する同規則第 5 条及び第 1 2 条の 4、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- （３） 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- （４） 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。
- （５） 落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額が、市予定価格

の範囲内で最も安価な業者に決定する。

(6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(7) 契約保証金 次に定めるところによる。

ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、1年当たりの契約金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

(9) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件について、落札者は発注者が指定する日までに記入押印した契約書を提出しなければならない。

(10) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め、公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（抄）

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/622.html>

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- （１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。